



平成 26 年 5 月号

三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

《 所長便り 》

いきなり赤い封筒が来て、びっくりされたかもしれませんが、別途ご案内の通り 10 周年パーティーをやります。もし、案内が来ていないという方がいましたら、ご連絡ください。^^ ;

今回は、どんな企画があるか、ちょっとご紹介。回答期日は 5 月 15 日迄となっていますが、5 月 30 日までなら変更ききますので、まだまだ参加お待ちしております。(現在大人 60 名子供 10 名程度)



←司会は、この方長谷川巧さん。

- FM愛知『下垣真希のSKOアワー』土曜 18 時～ (放送中)
- 三重テレビ『シネマクルーズ+』土曜 23 時～ (出演中)
- スターキャット「燃えドラ!スタジアム」(出演中)
- TV CM出演『オートボックス』『テクノヘア』

などなど、紹介しきれませんが、一言でいうと、しゃべりのうまい気さくなお兄さんです。

そして、企画内容というか、これしか決まっていらないのですが、イリュージョニスト田中大貴さん。



- 「テレビ東京系列～月曜プレミア」史上最大の挑戦！  
世界最強マジシャン終結 SP  
出演「23 歳にして国内のマジック賞を総ナメにしてきた日本マジック界の次世代の覇者」と紹介される。
- 平成 26 年 5 月春日井広報大使任命

主に春日井の広報大使ということで、ご依頼したのですが、当社の 10 周年パーティーに呼ぶには、ちょっと恐れ多い感じです。

ということで、なんとなく楽しんでいただけそうな雰囲気がわかりましたでしょうか？  
お土産もご用意しておりますので、日頃の疲れを癒しに来てくださいませ。

《 経営情報 》 文責： 笹

青色申告法人が国内雇用者に対して支給した給与等について、一定の要件を満たす場合には、雇用者給与等支給増加額の 10% (適用事業年度の法人税額の 10% (中小は 20%) が限度) の税額控除が出来るという、平成 25 年度税制改正で新設された「所得拡大促進税制」。

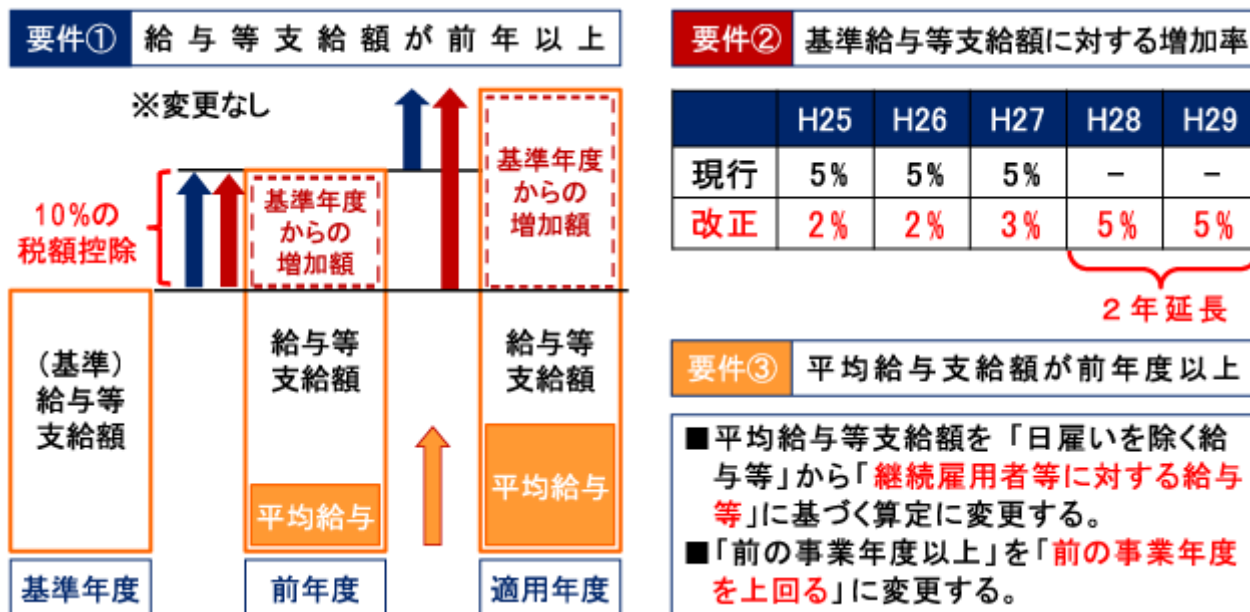
三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

この税制について、平成 26 年度税制改正により、以下のように基準年度の給与等支給額に対する増加割合など要件が緩和され、適用が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されることとなりました。



この要件緩和は、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する適用年度について適用されます。その際、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始した経過事業年度で改正前の本税制の適用を受けていない場合は、新制度が遡及適用されたとして、平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度に上乘せすることができ、控除上限額についても上乘せすることができます。

《 今月の税務 》

- ・ 3 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…6 月 2 日
- ・ 9 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…6 月 2 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 6 月 2 日
- ・ 自動車税の納付 納付期限…6 月 2 日
- ・ 所得税の予定納税額の通知 6 月 16 日

《 行楽日記 》 文責：森

今年のゴールデンウィークは、如何でしたでしょうか？私は、地元の同級生達と共に『安近短』な休日をお過ごししました。訪れた中から 2 箇所ほどご紹介いたします。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

まず1つ目は、一宮市にある「クライミングパーク クランチ」です。ここではボルダリングを行うことができます。ボルダリングとは、フリークライミングの一種で 2m～4m程度の岩や石を確保無しで登るスポーツの事です。と、言っても勿論自然相手は到底無理な為、室内に人口的に作られた壁相手です。同じ番号のみを使用してゴールに到達するのがルールなのですが、これがなかなか難しいです。壁の角度が垂直から15度程傾いただけで、体全体が地面に引っ張られている感じです。クリア出来るとかなりの喜びに。言うまでもなく翌日、翌々日は全身筋肉痛でした。



2つ目は、三重県いなべ市にある「ふれあいの駅うりぼう」にて蕎麦打ち体験。農産物直売所の一角にある、体験教室にて月2回開催されている蕎麦打ち体験教室に初参加しました。まずは、先生のデモンストレーション。いざ本番へ、あら？上手く空気を抜いてまとめられない。あら？四角形に広がらない。あら？こんなに太く短いかしら。と先生のものとは比べられないものが出来上がりました。蕎麦は「三たて」（挽きたて、打ちたて、茹でたて）というように、その場で茹でて試食。見た目とは大違いで、美味しかったです。更に先生の蕎麦も試食。同じもの？と言うくらい格別に美味でした。

かねてより、蕎麦打ちを体験してみたかったので、大変満足でした。またリベンジしたいです。

今月の行楽日記は、5月に入社しました森が担当致しました。右も左も分からないところからのスタートですが、早くお役に立てるよう日々勉強に励んで参ります。宜しくお願いいたします。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)